

秋田県告示第275号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群並びにずわいがに日本海系群B海域に関する令和4管理年度（令和4年7月1日から令和5年6月30日までの期間をいう。）における同項各号に掲げる数量を次のように定めたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和4年6月21日

秋田県知事 佐竹敬久

1 まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群

(1) 都道府県別漁獲可能量（漁業法（以下「法」という。）第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量

現行水準（目安となる数量を示して、隻数、操業日数等の漁獲努力量を通じた管理を行うことをいう。以下同じ。）

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県まさば対馬暖流系群及びごまさば東シナ海系群漁業	現行水準（目安数量50トン未満）

2 ずわいがに日本海系群B海域

(1) 都道府県別漁獲可能量（法第15条第1項第2号関係）について、本県に定められた数量
20トン

(2) 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分数量
秋田県ずわいがに日本海系群B海域漁業	20トン